

平成20年 職員の給与等に関する報告及び勧告について（概要）

平成20年10月8日 熊本市人事委員会

本年の勧告及び報告のポイント

給与改定について

職種別民間給与実態調査の結果、本市と民間の給与水準がおおむね均衡していることから、給与、期末・勤勉手当（ボーナス）とも、改定を見送ることが適当

勤務時間について

市内民間企業の所定労働時間及び人事院の勧告を考慮し、平成21年4月から、勤務時間を短縮することが適当

1 人事委員会の給与勧告制度の趣旨

人事委員会の給与勧告制度は、地方公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられている制度であり、民間準拠によって職員の給与を決定する仕組みは、市民の理解を得られる給与水準を保障するとともに、労使関係の安定、公務の公正かつ能率的な運営に重要な意義

2 民間との比較

(1) 職種別民間給与実態調査の概要

市内の102事業所（企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の222事業所から無作為抽出）を対象に、本年4月の従業員の給与等について調査を実施

(2) 公民の給与比較

給与の較差（一般行政職職員と民間の同種の従業員の給与の比較）

民間(A)	職員(B)	較差(A)-(B)
384,990円	384,903円	87円(0.02%)

昨年の較差 724円(0.19%)

期末・勤勉手当の支給割合の較差

民間(A)	職員(B)	較差(A)-(B)
4.48月分	4.50月分	0.02月分

昨年の較差 0.04月分

3 給与の改定について

給与については公民較差が極めて小さく、給料表の改定が困難であること、諸手当については極めて小さな較差の中で改定する必要性が認められないこと、期末・勤勉手当についても、職員と民間の年間支給割合がおおむね均衡していることから、改定を見送ることが適当と判断

4 その他報告事項

(1) 給与にかかる諸課題について

- 平成18年度からの給与構造改革における段階的取組みとして、地域手当を人事院勧告に準じて改定することが必要
- 教育職の給料表等について、熊本県の状況等を考慮して適正な措置が必要
- 臨時的任用職員の処遇改善の検討が必要

(2) 勤務時間の改定について

勤務時間については、市内民間企業の所定労働時間及び人事院勧告を考慮し、改定することが適当と判断。なお、行政サービスを維持し、かつ、行政コストの増加を招かないようするとともに、休憩時間については、国等に準じて廃止することが必要

職員の勤務時間

現 行	改 定 後
1週40時間(1日8時間)	1週38時間45分(1日7時間45分)

(3) 人事管理について

ア 時間外勤務の縮減

「熊本市職員の時間外勤務の取り扱いに関する指針(年上限360時間)」を超える時間外勤務の実態等から、職員の健康に配慮しながら、業務のあり方の見直し、課・部の枠を超えた応援体制の構築などによる、具体的かつ早急な改善を要請

イ メンタルヘルス(心の健康)対策

心の健康問題は、職場全体に大きな影響を及ぼすことから、その予防と早期発見のため管理監督者が適切な対応を図るなど、計画的・継続的な取組みを要請

ウ 職員の任用

- ・ 職員採用試験につき、試験制度の厳正・公正な運用を行うことはもとより、時代の要請に対応できるよう、受験者の能力を適確に評価する手法等の積極的な検討を実施
- ・ 職員の登用につき、職員の潜在的資質、能力を最大限発揮できるよう、より客観的な人材の評価手法の採用などを通じ、公平公正な昇任試験制度の確立に取り組む
- ・ 人事評価につき、評価者に対する研修、苦情に対処する仕組みの検討に加え、職員の理解と納得を得て、人材育成と職員の能力・意欲の向上に活用できるよう検討が必要

エ 男女共同参画社会の推進

- ・ 引き続き女性職員の育成、積極的な登用を図ることが必要
- ・ 育児休業、介護休暇制度が利用しやすい職場環境づくり、育児等を行う職員に対する人事配置等のライフステージに応じた配慮を行うなど、仕事と生活との両立支援を行い、男女共同参画社会の形成に寄与していくことが必要

(4) 市政に対する信頼回復

- ・ 不祥事を未然に防止するため、全庁的に職務執行のチェック体制の見直し等を図るほか、管理監督者を中心として職員間のコミュニケーションを密にして、良好な職場風土を醸成することが必要
- ・ 職員一人ひとりが、公務員に課された責任と使命を再認識し、厳しく自らを律し、市民の信頼回復に努めるよう、高い倫理観を持ち職務に精励することを強く要望

(参考)

職員の状況(平成20年4月現在)

区分	職員数	平均年齢	平均経験年数
全職員	4,400人	42歳4月	20年9月
一般行政職	2,442人	43歳2月	21年6月

(注) 全職員は、業務職員、企業職員、派遣・再任用職員等を除いたもの。